

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 （「2020 年 30%」の目標について）

○ 2020 年 30%の目標

「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待」

「女性のチャレンジ支援策の推進」（平成 15 年 6 月男女共同参画推進本部決定）
男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月閣議決定）

⇒ 「女性の参画加速プログラム」を策定

男女共同参画推進本部決定（平成 20 年 4 月）

①各界トップ層への働きかけや女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等の基盤整備の充実と、②活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野（医師、研究者、公務員）に焦点を当てた戦略的な取組を行う。

・ 国の審議会等委員における女性委員の割合

平成 22（西暦 2010）年度まで → 少なくとも 33.3%

平成 32（西暦 2020）年まで → 男女いずれかが 10 分の 4 未満と
ならない状態

男女共同参画推進本部決定（平成 18 年 4 月）

・ 女性国家公務員の採用割合（国家公務員 I 種試験事務系区分試験）

平成 22（西暦 2010）年度頃まで → 30%程度

各省庁人事担当課長会議申合せ（平成 16 年 4 月）

・ 女性国家公務員管理職の割合（一般職の行政職俸給表（一）等）

平成 22 年（西暦 2010）度末まで → 少なくとも 5%程度

女性の参画加速プログラム（男女共同参画推進本部決定（平成 20 年 4 月））

(参 考)

○ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 48 号）抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）抜粋

第 2 部

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

（1）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成 15 年の「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。

○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」（平成 18 年 4 月 4 日男女共同参画推進本部決定）抜粋

審議会等の委員については、平成 3 2（西暦 2 0 2 0）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 1 0 分の 4 未満とまらない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成 2 2（西暦 2 0 1 0）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の 3 3. 3 %となるよう努めるものとする。

○「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」（平成 16 年 4 月 28 日各省庁人事担当課長会議申合せ）抜粋

1 採用の拡大

女性の採用の拡大のための取組を進めるに当たっては、当面（平成 22 年度（2010 年度）頃まで）の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用 I 種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については 30%程度、その他の試験については、I 種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めること、を目標とする。

○「女性の参画加速プログラム」（平成 20 年 4 月 8 日男女共同参画推進本部決定）抜粋

2. 活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組

（3）公務員（国、地方公共団体）

（女性職員の登用の推進）

政府全体として、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成 22 年度末に少なくとも 5 %程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。